

## 三木市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定を締結する。

### 第1条（目的）

この協定は、甲および乙が相互の連携を強化し、地域一層の活性化および住民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 第2条（連携事項）

1. 甲および乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。
  - (1) 防災・減災および災害時の支援に関すること  
別紙「損害調査結果の提供及び利用に関する覚書」を含む
  - (2) 官民連携DXを活用した取組に関すること
  - (3) 環境保全・脱炭素取組支援に関すること
  - (4) SDGs取組支援に関すること
  - (5) 健康増進、高齢者・障がい者支援に関すること
  - (6) 安全・安心なまちづくりに関すること
  - (7) その他、地域の活性化および住民サービスの向上に関すること
2. 甲および乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法および費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。
3. 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

### 第3条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、または相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
  - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、または相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
  - (3) 法令により開示を求められたもの
2. 甲および乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

### 第4条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲および乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
- (2) 甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非

難されるべき関係をもっている場合

- (4) 甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

#### 第5条（有効期間）

1. 本協定の有効期間は、令和6年2月5日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲および乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。
2. 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

#### 第6条（協議）

本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲および乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年2月5日

甲：兵庫県三木市上の丸町10番30号  
三木市  
三木市長 仲田 一彦

乙：兵庫県神戸市中央区栄町通1-1-18  
三井住友海上火災保険株式会社  
兵庫支店長 長沼 孝裕